

深川市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

2024年度～2030年度

(令和6年度～令和12年度)



令和6年3月

深川市



「ゼロカーボンシティふかがわ」宣言

2015年に採択されたパリ協定において、世界共通の長期目標として「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃までに抑える努力を追求する」とされ、2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

そうした状況を踏まえ、我が国は2020年10月に、北海道は2021年3月にそれぞれ2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。

本市においても、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられた豊かな大地と美しい田園風景を守り、みんなで支え合い安心して住み続けられるまちを実現するため、市民の地球温暖化に対する関心と理解を深めるとともに、市民・事業者・市の協働により省エネルギー・省資源の取り組みを推進し、地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティふかがわ」の実現を目指すことをここに表明します。

令和5年3月2日

深川市長 田中昌幸

目 次

1	基本的事項	1
	(1) 計画策定の背景	
	(2) 計画の目的	
	(3) 対象とする範囲	
	(4) 基準年度および計画期間	
	(5) 計画の位置づけ	
	(6) S D G sとの関連について	
2	温室効果ガスの排出状況	6
	(1) 「温室効果ガス総排出量」	
3	温室効果ガス排出量の削減目標	8
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 温室効果ガスの削減目標	
4	目標達成に向けた取り組み	9
	(1) 目標達成に向けた基本方針と主な取り組み	
5	進捗管理体制と進捗状況の公表	12
	(1) 推進体制	
	(2) 点検・評価・見直し体制	
	(3) 進捗状況の公表	
6	資料編	14
	(1) 深川市地球温暖化対策推進本部設置要綱	
	(2) 対象施設	
	(3) 用語集	

1

基本的事項

(1) 計画策定の背景

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されています。世界的にも既に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。

国際的な動きとしては、2015（平成27）年12月、フランス・パリで開催されたCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられ、2018（平成30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を「2050年頃に正味ゼロ」とすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、カーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

そうした状況を受け我が国では、2020（令和2）年10月に「2050年（令和32）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言、2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標として、2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表され、同年10月には、地球温暖化対策計画の改定が5年ぶりに行われました。

改定されたこの計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）				-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画（政府実行計画）」

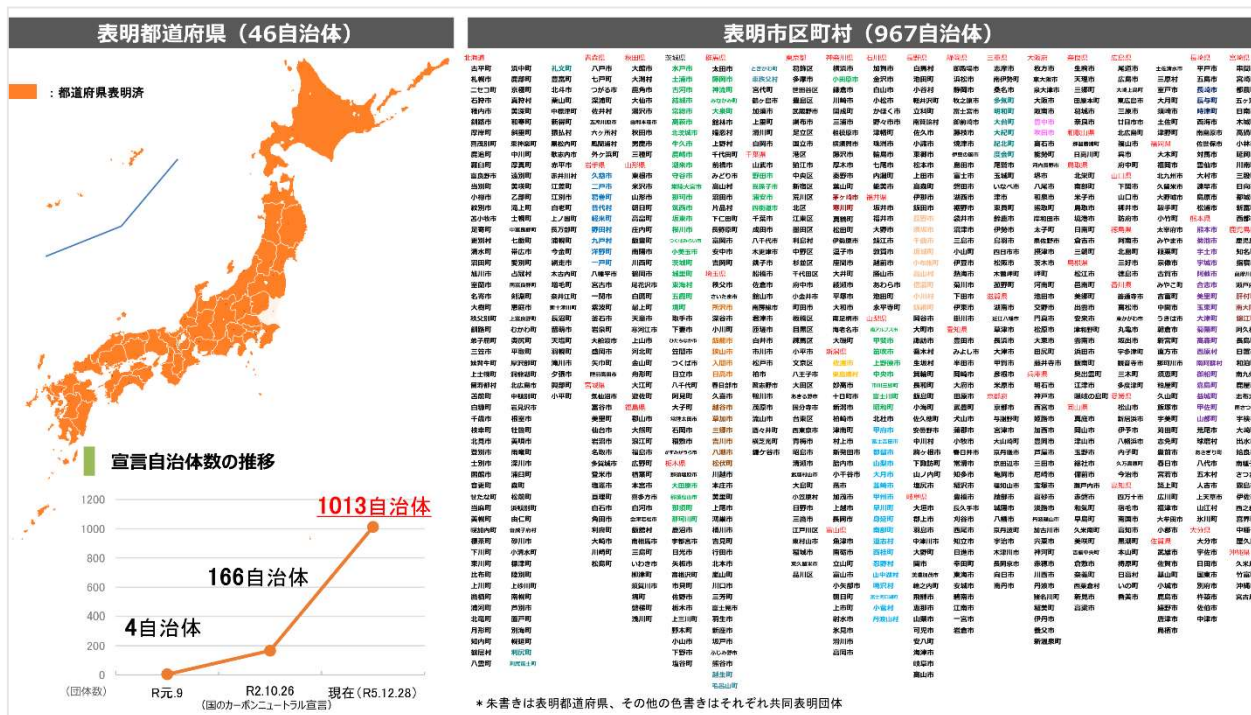
また、この時、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も同時に行われ、目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。先の地球温暖化対策計画では、都道府県や市町村の事務及び事業に関するCO₂削減等の取り組みは、政府実行計画に準拠することとされており、各地方公共団体の「地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（以下「本計画」という）の策定率を2025（令和7）年度までに95%、2030（令和12）年度までに100%とすることを目指すとしています。

本市においては、温暖化対策の実行計画として、2001（平成13）年度に「深川市役所温室効果ガスCO₂（コツコツ）削減プラン」を策定し、2008（平成20）年度に第二期計画を改定していましたが、国等の最近の動きを受けて、2023（令和5）年3月に、2050（令和32）年までに市域全体のCO₂排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティふかがわ」を宣言し、地球温暖化対策の推進に向けた決意を表明したところです。

本計画は、この「ゼロカーボンシティふかがわ」宣言を機に、本市が事業所として排出するCO₂について、排出量の削減目標とその取り組み方針を定めるものです。

なお、「2050年までのCO₂排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023（令和5）年12月末時点においては1013地方公共団体と加速度的に増加しています。

図1 2050年CO₂排出実質ゼロを表明した地方公共団体



出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年CO₂排出実質ゼロ表明の状況」

(2) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、深川市が実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するとともに、「深川市環境基本条例」第6条（市の責務）及び第31条（地球の温暖化の防止等に関する施策の推進）に基づき施策を推進するものです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12【省略】

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

14【省略】

15 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17【省略】

「深川市環境基本条例」（抄）

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

（地球の温暖化の防止等に関する施策の推進）

第31条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(3) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務・事業並びに指定管理者による管理施設の事務事業とします。ただし、本市が関わる一部事務組合の事務・事業についてはこの計画から除きます。

また、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出割合が多い「二酸化炭素（CO₂）」とします。

表2 「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に規定された温室効果ガス及びその排出量

温室効果ガス名称		主な発生源
二酸化炭素	CO ₂	燃料の燃焼や電気の使用
メタン	CH ₄	下水・し尿の処理、家畜の反すう・ふん尿
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼、麻酔剤（笑気ガス）
ハイドロフルオロカーボン のうち政令で定められたもの	HFC	冷蔵庫・カーエアコンなどの冷媒、エアゾール
パーフルオロカーボン のうち政令で定められたもの	PF ₆	アルミニウムの生産、半導体の製造
六フッ化硫黄	SF ₆	電気機械器具の絶縁ガス
三フッ化窒素	NF ₃	半導体の製造

(4) 基準年度及び計画期間

本計画の基準年度及び計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に準拠し、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、計画期間を2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030（令和12）年度
計画期間	2024（令和6）年度～2030（令和12）年度

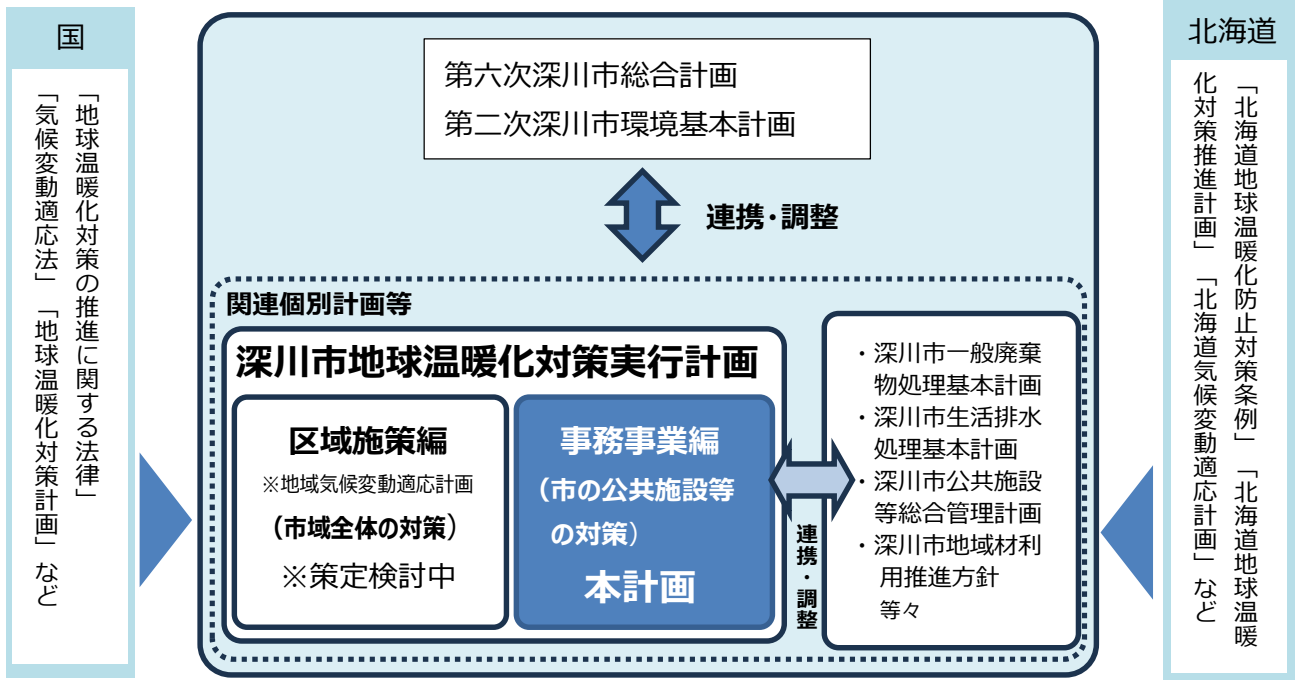
また、計画開始から4年後の2028（令和10）年に、計画の見直しを行います。

表3 計画期間のイメージ

項目	年度						
	2013	…	2024	…	2028	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度
計画期間			→				

(5) 計画の位置づけ

本計画は、国の地球温暖化対策計画及び北海道の地球温暖化対策推進計画、第6次深川市総合計画、第2次深川市環境基本計画を上位計画とするとともに、他の個別計画との整合性を図ります。



(6) SDGsとの関連について

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、2030年までの間に、発展途上国を含むすべての国が取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれました。

SDGsは、17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成された「地球上の誰一人取り残さない国際社会全体の普遍的な目標」であり、本計画では、主に目標13「気候変動に具体的な対策を」への寄与をはじめ、関連するSDGs全体の達成に貢献するものです。



2

温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガスの総排出量」

深川市の事務・事業に伴う「温室効果ガスの総排出量」は、基準年度である2013（平成25）年度は12,627t-CO₂でしたが、2022（令和4）年度では10,429 t-CO₂となっています。

施設別では、市立病院などの医療施設が全体の26.0%を占め、次いで道の駅などの観光・レクリエーション施設が14.7%、総合体育館をはじめとしたスポーツ施設が13.6%となっています。また、エネルギー種別では、電気が全体の50.7%を占め、次いで重油26.2%、灯油17.7%となっています。

図3 深川市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

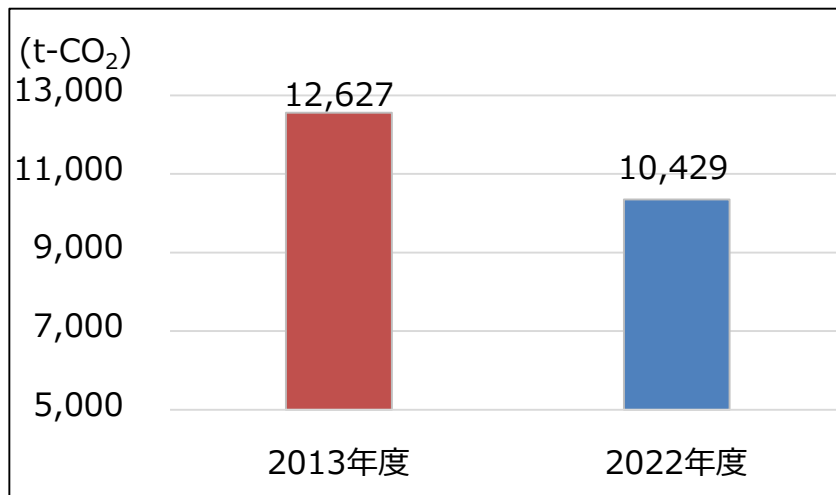


図4 施設分類別の「温室効果ガス総排出量」の割合(2022年度)

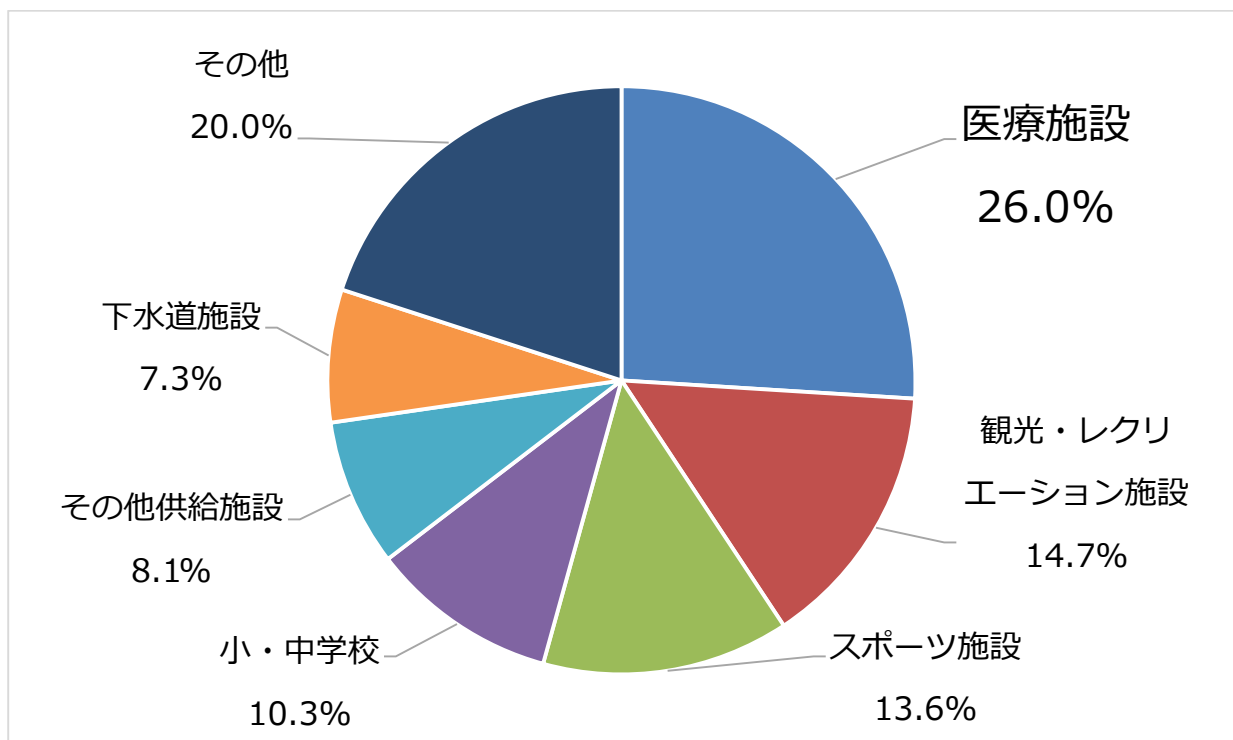
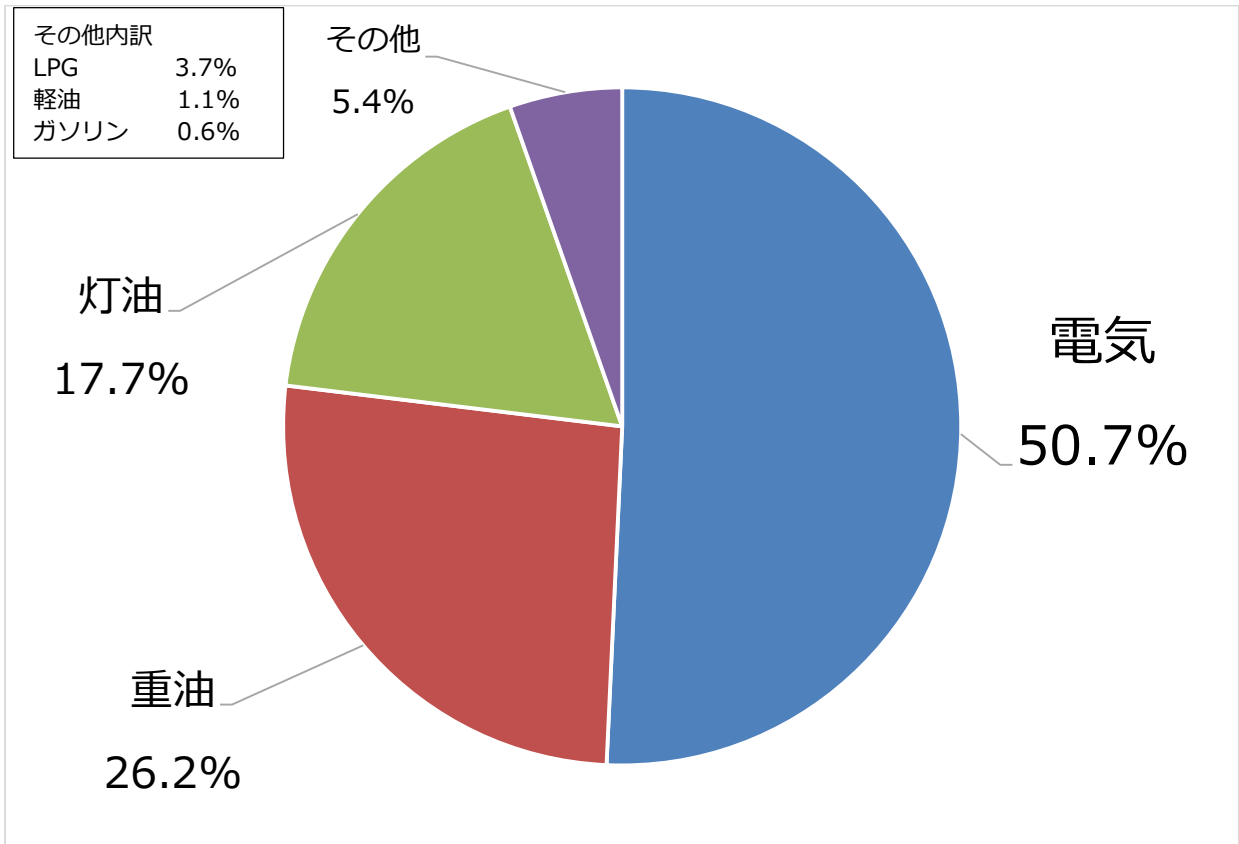


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合(2022年度)

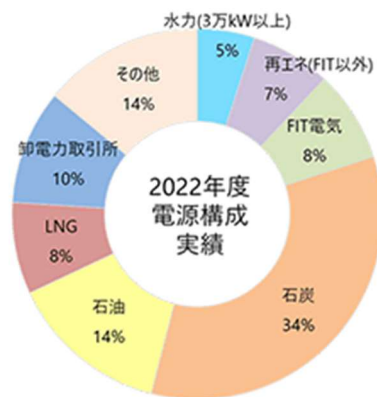


電気の温室効果ガス排出量が多いのはなぜ？

電気は一見、CO₂を出さないクリーンなエネルギーのようですが、発電の際にはCO₂を排出しています。例として、北海道電力における2022年度の電源構成は、火力発電が50%を超えるため、同社から電気を調達する事業者は、多くのCO₂を排出しています。

大幅な脱炭素化を進めるには「需要の電化（ガソリンや灯油などで動く機器を、電気で動くものに替える）」と合わせて、「電源の脱炭素化（電気をつくり方を変えていくこと）」を車の両輪として取り組むことが必要です。

これまで非電力で動いていた機器を電動に置き換え、電源を火力発電から再生可能エネルギー等に転換していくことで、CO₂の排出量を減らしていくことができます。



出典：北海道電力ホームページより
https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html

3

温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画等を踏まえた上で、本市の事務及び事業の状況等も加味し、次のとおり目標を設定します。

(2) 削減目標

国の地球温暖化対策計画における業務・その他部門の削減目標にない、温室効果ガス総排出量を2030（令和12）年度までに、基準年度2013（平成25）年度と比較して51%以上削減することを目標とします。

2030（令和12）年度目標

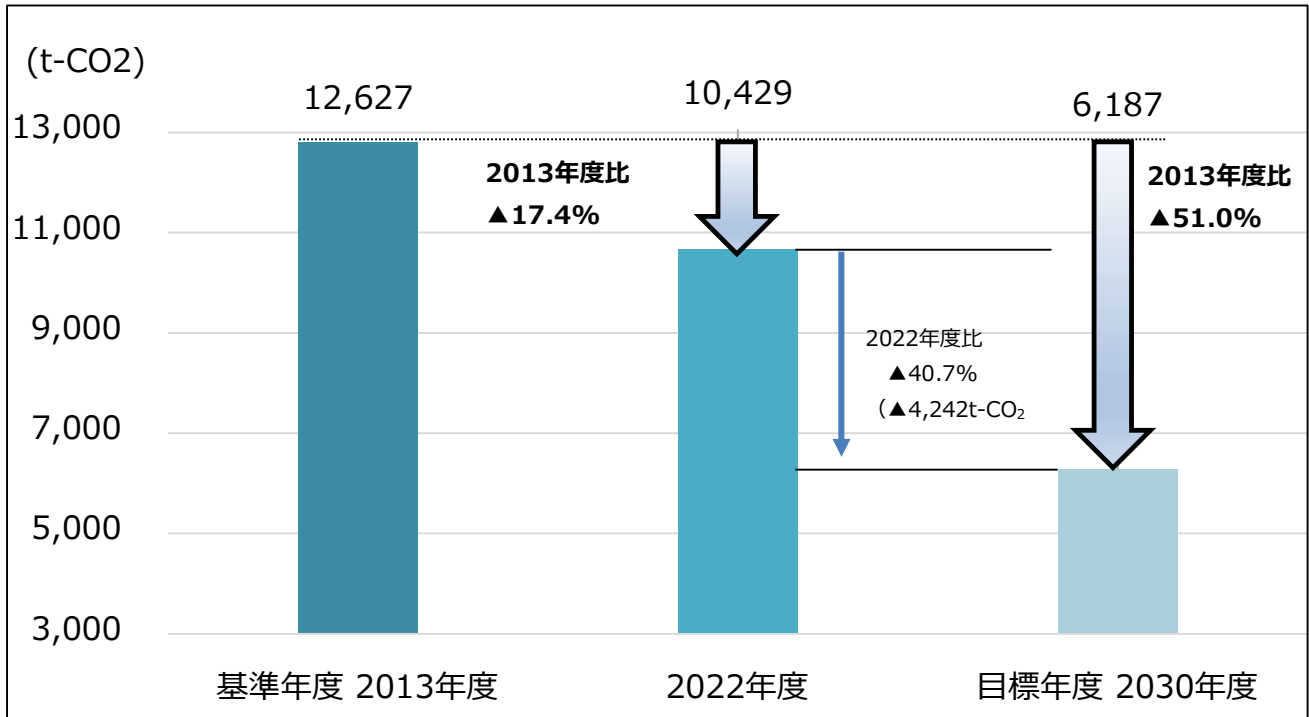
温室効果ガス削減量を2013（平成25）年度比で**51%以上削減**

<目標削減量:6,440t-CO₂>

表4 温室効果ガスの削減目標

	基準年度	2013	年度	目標年度	2030	年度
温室効果ガス 排出量		12,627	t-CO ₂		6,187	t-CO ₂
削減率					51.0	%

図6 温室効果ガスの削減目標と推移



4

目標達成に向けた取り組み

(1) 目標達成に向けた基本方針と主な取り組み

これまで行ってきた省エネルギー行動を職員一人ひとりが意識して継続的に実践するほか、省エネ効率の高い設備への切り替え等について、環境面における温室効果ガス削減効果と、イニシャルコストなどの費用対効果を十分に検討したうえで取り進めるとともに、再生可能エネルギーの導入などを検討し、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と重油・灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に資する施策の推進に努めます。

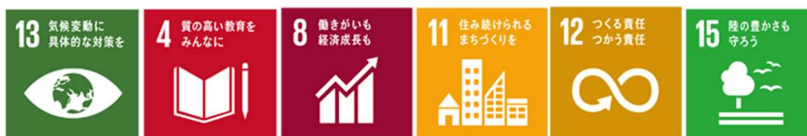
基本方針 1

省エネルギー行動の継続的な実践

本市では既に省エネルギー行動に取り組んでいますが、より一層の推進のため、職員への啓発や、省エネルギーに取り組みやすい環境づくりなどの整備を進めます。

主な取り組み

資源循環の促進



- 「深川市一般廃棄物処理計画」に基づき、ごみ処理量の削減に取り組みます。
- 備品・消耗品を購入する際には、繰り返し使うことができるもの、詰替えができるもの、リサイクルしやすいもの等を選択します。
- 庁舎等から排出される古紙を、分別回収し、資源化を推進します。
- 「深川市地域材利用推進方針」に基づき、地域材の利用の推進に努めます。

ワークスタイルの変革



- 「深川市役所温室効果ガスCO₂（コツコツ）削減プラン」の理念を踏襲し、これまで実践してきた取り組みを継続・発展させて実施します。
- ICTを活用し、ペーパーレス化をはじめ業務のデジタル化やWeb会議、テレワーク等を推進します。
- 職員の環境意識向上に向けた啓発を実施します。

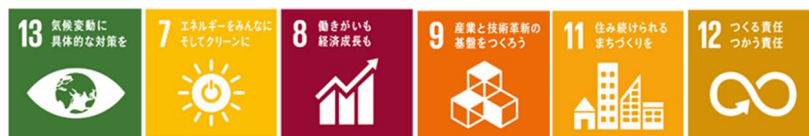
基本方針 2

建物・設備等の省エネルギー化の推進

建物や設備、公用車等の更新時には、ZEB化や高効率設備、次世代自動車を検討するなど省エネルギー化を推進します。

主な取り組み

建築物の省エネ化



- 公共施設などの照明のLED化を推進します。
- 公共施設の新築・改築・改修の際には、施設の特性を踏まえ、建物の一次エネルギー消費量である、BEI（Building Energy Index）の削減に努めるとともに、将来的にZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）が可能となる、省エネルギー性能の高い建築物を目指します。

設備・物品の更新



- 公用車を更新する際は、用途や使用形態を踏まえ、次世代自動車（EV、PHEV、FCV、PHV、HV等）の導入を検討します。
- 設備の運用方法の見直しや適切なメンテナンスを行い、省エネルギー化に努めます。
- 設備の省エネ機器への転換を検討します。
- グリーン購入法等に基づく物品等の調達に努めます。
- 「深川市公共施設等総合管理計画」により施設全体の延床面積の削減に努めます。

基本方針3

再生可能エネルギーの有効活用

CO₂削減のためには、エネルギー使用量の削減に加え、CO₂を発生させないエネルギーの利用が必要となるため、太陽光発電など再生可能エネルギー電力の利用を進めます。

主な取り組み

再生可能エネルギーの導入推進



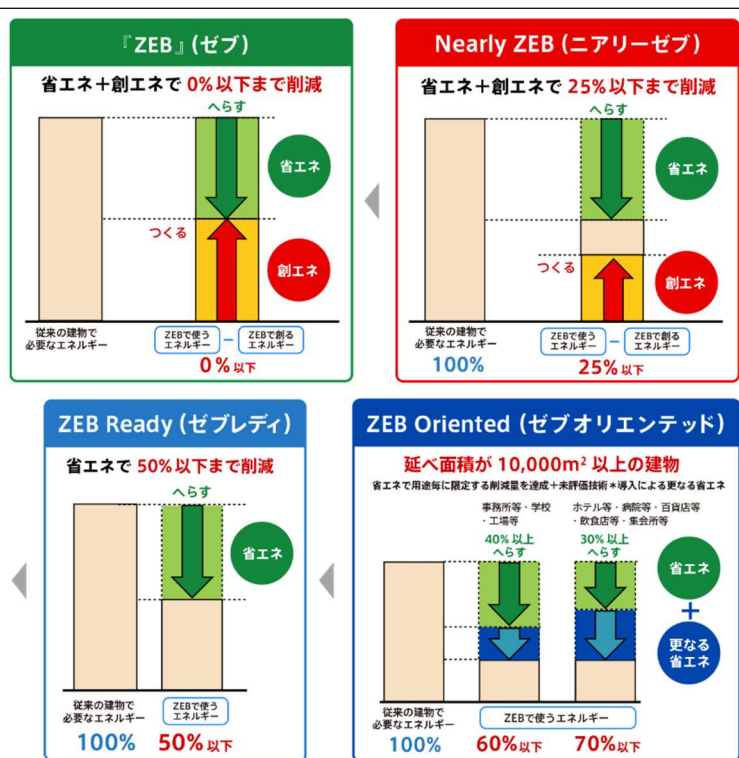
- 既存施設への太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 太陽光発電設備の導入に合わせて、EV充電器や蓄電池の整備を検討し、レジリエンスの向上が図られるよう努めます。
- 使用電力について再生可能エネルギー電力の割合が増えるよう努めます。

ZEBって何？

ZEB（ゼブ）とは、「Net Zero Energy Building」の略で、自然光・風などの活用、高効率な設備システムの導入などによって、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

令和5年10月に開庁した市庁舎は、ZEBReadyを達成しています。

出典：環境省ホームページより
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

5

進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、市長を本部長とする「深川市地球温暖化対策推進本部」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進委員」を配置し、取り組みを着実に推進します。

① 深川市地球温暖化対策推進本部

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、「深川市庁議等規程」第3条の職にある者で構成します。本計画の取り組み状況の報告を受け、方針を指示します。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 地球温暖化対策推進委員会

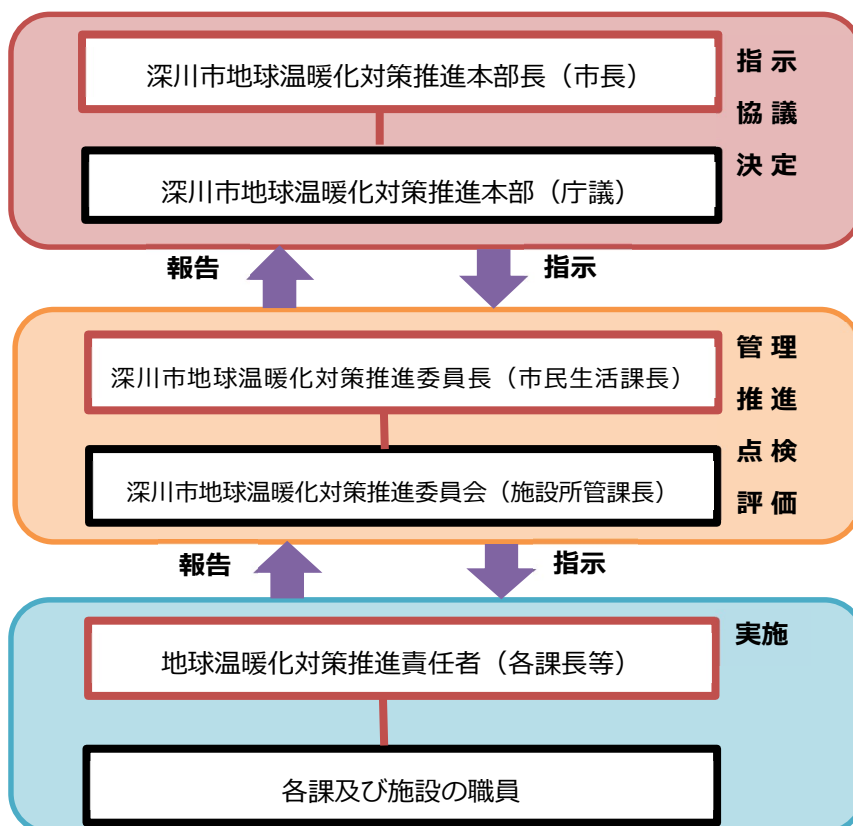
市民生活課長を委員長とし、本計画対象施設等を所管する課長で構成します。

取り組み状況の管理を行うとともに、その推進に向けた調整や点検・評価を行います。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課に配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取り組みを実施し、その状況を事務局に定期的に報告します。

図7 深川市事務事業の推進体制

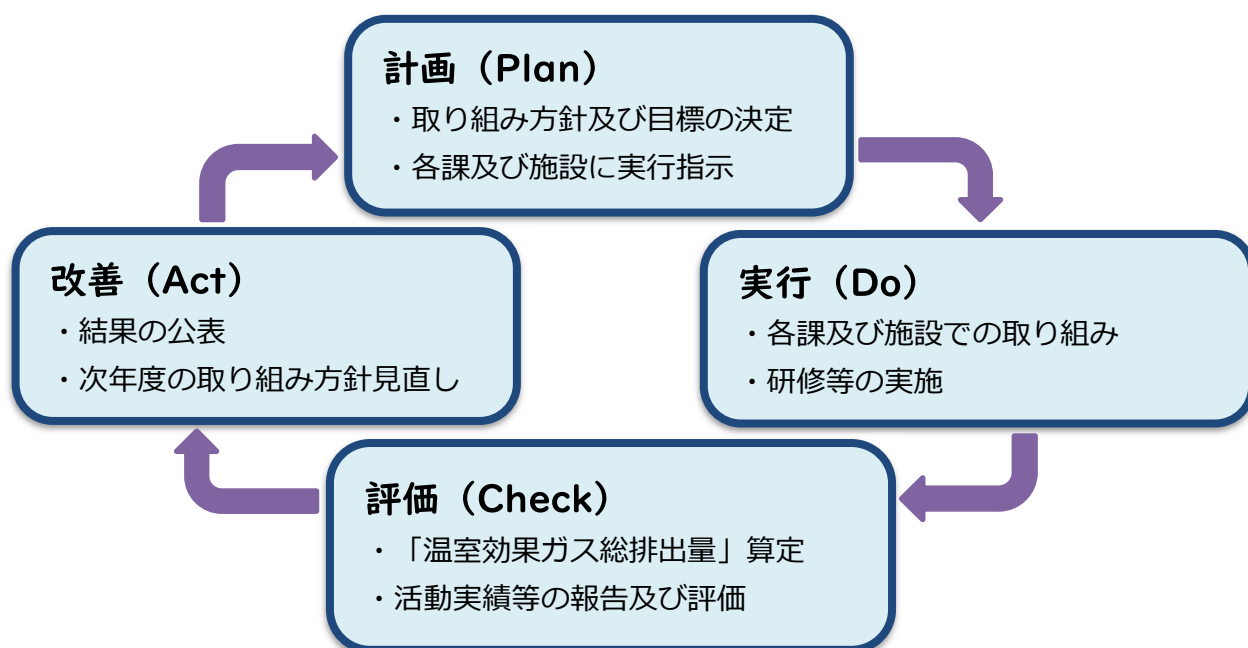


(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すこと
によって点検・評価・見直しを行います。

- ① 毎年の進捗状況は、対策の実施者である推進責任者が推進委員会に対して定期的に報告を行います。
推進委員会はその結果を整理して推進本部に報告します。
- ② 推進本部は毎年1回、推進委員会から取り組み状況の報告を受け、次年度の取り組みの方針を決定
するとともに、見直し予定時期（2028年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には改定を
行います。

図8 毎年のPDCAイメージ



(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づき、深川市のホームページ等で毎年
公表します。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」 (抄)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

資料編

(1) 深川市地球温暖化対策推進本部設置要綱

平成20年5月1日

訓令第48号

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第4条第2項に規定する措置として講じる実行計画の策定、実行、点検及び見直しを遂行する組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地球温暖化対策の推進に必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(組織及び構成)

第3条 推進本部は、深川市庁議等規程（平成5年深川市訓令第25号。以下「規程」という。）第2条に規定する庁議をもって充て、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、規程第3条第3号及び第4号に規定する職にある者をもって充てる。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に本部員を指定することができる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。ただし、本部長に事故あるとき、又は特別の理由があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(地球温暖化対策推進委員会)

第5条 地球温暖化対策の推進に必要な調査研究を行うなど本部会議の円滑な運営に資するため、地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は市民生活課長をもって充て、副委員長は総務課長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まち未来推進課長
- (2) 高齢者支援課長
- (3) 健康・子ども課長
- (4) 商工労働観光課長
- (5) 農政課長
- (6) 都市建設課長
- (7) 建築住宅課長
- (8) 上下水道課長

- (9) 学務課長
- (10) 生涯学習スポーツ課長
- (11) 市立病院管理課長
- (12) 消防本部総務課長

5 推進委員会は、必要に応じて前項に定める委員以外の庁内関係職員を臨時に委員として会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(令5訓令69・一部改正)

(事務局)

第6条 推進本部及び推進委員会の事務局は、市民福祉部市民生活課に置く。

(令5訓令69・全改)

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月20日訓令第69号)

この訓令は、令和5年10月10日から施行する。

(2) 対象施設

本計画の対象施設は「深川市公共施設等総合管理計画」の対象施設のうち、エネルギー使用量が把握でき、CO₂排出量を算出可能な施設とします。

2023（令和5）年度時点で99施設となっており、具体的な施設名とは下表のとおりです。

なお、下表の対象施設には2013（平成25）年度から2023（令和5）年度の間に廃止となっている施設も含まれています。

No.	施設名	部局	課室
1	納内時計台プラザ	企画総務部	納内支所
2	あけぼのコミュニティセンター	企画総務部	総務課
3	ぬくもりの里 ほっと館ファーム	企画総務部	総務課
4	リフレッシュプラザ鷹泊	企画総務部	総務課
5	三和コミュニティセンター	企画総務部	総務課
6	入志別コミュニティセンター	企画総務部	総務課
7	内園コミュニティセンター	企画総務部	総務課
8	吉住・更進コミュニティセンター	企画総務部	総務課
9	多度志コミュニティセンター	企画総務部	総務課
10	幌成コミュニティセンター	企画総務部	総務課
11	広里コミュニティセンター	企画総務部	総務課
12	文西コミュニティセンター	企画総務部	総務課
13	稲田コミュニティセンター	企画総務部	総務課
14	納内コミュニティセンター	企画総務部	総務課
15	菊丘コミュニティセンター	企画総務部	総務課
16	菊水コミュニティセンター	企画総務部	総務課
17	豊泉コミュニティセンター	企画総務部	総務課
18	ふれあい会館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
19	文化交流ホール「み・らい」	教育委員会	生涯学習スポーツ課
20	生きがい文化センター	教育委員会	生涯学習スポーツ課
21	アートホール東洲館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
22	向陽館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
23	旧鷺田農場事務所	教育委員会	生涯学習スポーツ課
24	中央公民館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
25	中央公民館 巴分館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
26	中央公民館 湯内分館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
27	一己公民館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
28	北新公民館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
29	音江公民館	教育委員会	生涯学習スポーツ課

No.	施設名	部局	課室
30	吉住公民館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
31	総合体育館	教育委員会	生涯学習スポーツ課
32	市民球場	教育委員会	生涯学習スポーツ課
33	市民テニスコート	教育委員会	生涯学習スポーツ課
34	陸上競技場	教育委員会	生涯学習スポーツ課
35	温水プール「ア・エール」	教育委員会	生涯学習スポーツ課
36	音江広里交流館「エフパシオ」	教育委員会	生涯学習スポーツ課
37	桜山パークゴルフ場	教育委員会	生涯学習スポーツ課
38	深川リバーサイドパークゴルフ場	教育委員会	生涯学習スポーツ課
39	緑地野球場管理棟	教育委員会	生涯学習スポーツ課
40	まあぶオートキャンプ場	経済・地域振興部	商工労働観光課
41	道の駅ライスランドふかがわ	経済・地域振興部	商工労働観光課
42	都市農村交流センター「アグリ工房まあぶ」	経済・地域振興部	農政課
43	労働福祉会館	経済・地域振興部	商工労働観光課
44	地域交流施設「プラザ深川」	経済・地域振興部	商工労働観光課
45	地域資源活用施設「アップルランド山の駅おとえ」	経済・地域振興部	商工労働観光課
46	経済センター	経済・地域振興部	商工労働観光課
47	北育ち元気村ライスターミナル	経済・地域振興部	農政課
48	農業センター	経済・地域振興部	農政課
49	家畜集荷施設	経済・地域振興部	農政課
50	林業センター	経済・地域振興部	農政課
51	一已小学校	教育委員会	学務課
52	北新小学校	教育委員会	学務課
53	多度志小学校	教育委員会	学務課
54	深川小学校	教育委員会	学務課
55	納内小学校	教育委員会	学務課
56	音江小学校	教育委員会	学務課
57	一已中学校	教育委員会	学務課
58	深川中学校	教育委員会	学務課
59	高等看護学院（新）	市立病院事務部	管理課
60	高等看護学院（旧）	市立病院事務部	管理課
61	新中央保育園	市民福祉部	健康・子ども課
62	納内保育園	市民福祉部	健康・子ども課
63	健康福祉センター「デ・アイ」	企画総務部	総務課
64	深川市老人いこいの家	市民福祉部	高齢者支援課
65	納内老人いこいの家	市民福祉部	高齢者支援課
66	総合福祉センター	市民福祉部	高齢者支援課

No.	施設名	部局	課室
67	深川市立病院	市立病院事務部	管理課
68	市役所総合庁舎（新）（令和5年度～）	企画総務部	総務課
69	市役所総合庁舎（旧）（～令和5年度）	企画総務部	総務課
70	オサナンケップ公園	建設水道部	都市建設課
71	グリーンパーク2 1	建設水道部	都市建設課
72	二十四孝児童公園	建設水道部	都市建設課
73	多度志メロディ・パークふれあい	建設水道部	都市建設課
74	大正緑道	建設水道部	都市建設課
75	太子町児童公園	建設水道部	都市建設課
76	広里ふれあいパーク	建設水道部	都市建設課
77	新五月児童公園	建設水道部	都市建設課
78	旭区児童公園	建設水道部	都市建設課
79	桜山公園	建設水道部	都市建設課
80	石狩緑地右岸	建設水道部	都市建設課
81	花園公園	建設水道部	都市建設課
82	西町児童公園	建設水道部	都市建設課
83	深川農村公園	建設水道部	都市建設課
84	音江支流川親水公園	建設水道部	都市建設課
85	駅前広場（水景施設）	建設水道部	都市建設課
86	緑町公園	建設水道部	都市建設課
87	あけぼの児童公園	建設水道部	都市建設課
88	丸山公園	経済・地域振興部	商工労働観光課
89	国見公園	経済・地域振興部	商工労働観光課
90	鷹泊自然公園	経済・地域振興部	商工労働観光課
91	一般廃棄物最終処分場	市民福祉部	市民生活課
92	有害鳥獣処理施設	経済・地域振興部	農政課
93	更進浄水場	建設水道部	上下水道課
94	その他上水道施設	建設水道部	上下水道課
95	多度志集落排水処理場	建設水道部	上下水道課
96	深川浄化センター	建設水道部	上下水道課
97	納内集落排水処理場	建設水道部	上下水道課
98	音江浄化センター	建設水道部	上下水道課
99	車両センター（新）（令和5年度～）	建設水道部	都市建設課

(3) 用語集

※単語横のページ数は初出ページとなっています。

◆アルファベット表記

BEI P 10

BEIとは、エネルギー消費性能計算プログラムに基づく、基準建築物と比較した時の設計建築物の一次エネルギー消費量の比率のこと。再生可能エネルギーを除き $BEI \leq 0.50$ の場合に、ZEBを達成したと判定される。BEIの定義は次の式で表される。 $BEI = \text{設計一次エネルギー消費量} / \text{基準一次エネルギー消費量}$

COP21 P 1

国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の略で、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標に毎年開催されている会議のこと。「21」は21回目であることを示している。COP21は2015（平成27）年にフランスのパリで開催されており、京都議定書の後継となるパリ協定が採択された。

IPCC P 1

国連気候変動に関する政府間パネル、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関して、科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的に、1988（昭和63）年に設立された政府間機構のこと。

ZEB P 2

Net Zero Energy Buildingの略で、つくったエネルギーの量が、1年間に消費したエネルギーの量よりも多い、あるいは差がゼロになるオフィスビルのこと。

ICT P 10

Information and Communications Technologyの略で、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology：情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

◆あ行

温室効果ガス P 1

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収して再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素(CO₂)、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類が対象とされている。

◆か行

カーボンニュートラル P 1

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

グリーン購入法 P 11

2001年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものである。

◆さ行

再生可能エネルギー P 2

自然界から半永久的に得られる、地球環境への負荷が少なく継続して利用できるエネルギーのこと。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

次世代自動車 P 9

「次世代モビリティガイドブック2019-2020（環境省・経済産業省・国土交通省）」に基づき、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、ハイブリッド自動車（HV）、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車（乗用車）を示す。

また、EV、PHV、FCVは、クリーンエネルギー自動車として、CEV補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）の対象となっている。

◆た行

脱炭素社会 P 1

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策等を行うことで実質ゼロにすることを目指す社会のこと。

◆は行

パリ協定 P 1

2015（平成27）年に採択された気候変動に関する国際的枠組みで、1997（平成9）年に採択された京都議定書の後継となるもの。すべての参加国に、温室効果ガスの排出削減・抑制目標が定められている。

◆ら行

レジリエンス P 11

一般的に回復力・復元力という意味があり、災害などでシステムの一部の機能が停止した場合にも、全体としての機能を速やかに回復できる強靭さを表す。

深川市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

令和6年3月

北海道深川市

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

HPアドレス <http://www.city.fukagawa.lg.jp>

市民福祉部市民生活課環境衛生係

TEL 0164-26-2444 FAX 0164-22-8134

E-mail:kankyo@city.fukagawa.lg.jp



ZERO CARBON
HOKKAIDO
FUKAGAWA